

令和6年6月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 令和6年6月6日（木）
- 2 場 所 市役所南別館3階 教育委員会室
- 3 開始時間 午後1時30分
- 4 終了時間 午後4時47分
- 5 出席者
教育委員
児玉教育長、赤松委員、中原委員、岡村委員、宮田委員
説明者
黒木教育部長、清水教育総務課長、宮崎学校教育課長、中村学校教育課副主幹、徳永生涯学習課長、戸高文化財課長、田代学校給食課長、湯田美術館長、小岩屋都城島津邸館長、岩崎高城地域生活課長
鬼束総合政策課主幹、深江総合政策課主査
事務局
椎屋教育総務課副課長、田口教育総務課副主幹、関根教育総務課主任主事
- 6 会議録署名委員
中原委員、宮田委員

7 開 会

◎児玉教育長

それでは、令和6年6月定例教育委員会を開催いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。本日の委員会の終了時間ですが、ちょっと遅めでございます。午後4時15分を予定しているところでございます。皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。

ではまず、市民憲章朗読をよろしくお願ひいたします。

8 市民憲章朗読

9 前会議録の承認

◎児玉教育長

それでは、前会議録の承認でございますが、皆様のお手元に令和6年4月の定例教育委員会の会議録をお配りしております。本委員会終了後、各委員に署名をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

10 会議録署名委員の指名

◎児玉教育長

本日の会議録の署名委員は、都城市教育委員会会議等に関する規則第15条の規定により、中原委員、宮田委員にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

11 教育長報告

◎児玉教育長

続きまして、教育長報告でございますが、ここで議事の一部を非公開にすることについて、発議をさせ

ていただきます。

教育長報告の中の虐待案件及びその他の項目につきましては、児童生徒の個人情報保護の観点から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とすることをご提案いたします。

いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

異議なしということでございますので、先ほどの虐待案件及びその他の項目につきましては、非公開とさせていただきます。

それでは、報告をさせていただきます。

教育長レジュメをお開きください。

5月の報道でございますけれども、高崎中学校の生徒会がいの一に報告が上がってまいりまして、地元のおまつり、高崎まつりがあったと思いますけれども、募金を呼びかけて、能登半島地震の復興支援のためにこれを活用するということをやっていたようにございます。ありがたいことだと思います。

また、3つ、教員の話が出てきております。

まず、最初に、沖水小学校の石本隆士指導教諭でございます。スーパーティーチャーなのですけれども、この方は特別支援教育のオーソリティでございます。「奇跡の教室」と、今、1人ずつピックアップして素晴らしい授業をしている先生方を取り上げる、あの記事に出ておりました。ユーモアで肯定的に子どもたちを育てている姿が描かれておりました。

また、沖水中学校の内村翔先生が投稿されておまして、作文投稿でございます。「子どもの学び 支える場所を」ということで、この中身は、青空ラボについて書いてありまして、このような居場所づくりを都城ではしているということをおっしゃっていただいております。

また、五十市中学校の倉永志先生でございますが、教師の魅力を伝える役目を私たちは担っているのではないかとということで、教員不足に対する現場からのお話を書いていただいております。内村先生は37歳、それから倉永志先生が30歳という、若い先生たちがこのように投稿いただいているということにも、深く感謝したいと思っております。

また、都城市立美術館では、もう終わりましたけれども、センス・オブ・ワンダーについての記事や、都城島津邸の端午の節句のイベント等が出ておりました。

また、地域とのコラボレーションとしましては、山之口土曜学習会「山びこクラブ」というのがあるのですけれども、ここに38人の子どもたちが集まってきて、月2回、小・中学生対象の学習会を開いているということで、この先生になっていただいている、見守っていただいている方々は地域住民と南九大生と、昨年まで山びこクラブを利用していた高校生2人参加していると、計18人の方々に面倒を見ているという素晴らしい内容でございました。

最後に、「ビブリオバトラー 推し本」というので、五十市中学校が取材された模様が読売新聞に出ておりました。推し本というのは、自分たちが推している本、こういう本を読みませんかみたいな形でのコーナーを開設していただいたということでございます。これにつきましても、本日の報告の中で、また、報告第36号の中に『「推し本」募集要項の制定について』というのが入ってまいりますので、また、その時にもお話を聞いていただきたいと思います。

続きまして、令和6年度全国都市教育長協議会に行つてまいりましたので、その報告をさせていただきます。

長崎市で開催されました。新幹線が通ったばかりの長崎駅はすごく立派で、圧倒されました。すごい開

発の波が来ておりました。

この中で、文部科学省が行政説明を行っていただいたのですが、初等中等教育施策の方向について、17項目あったのです。17項目を90分で説明するという、誠に毎回思うのですが、タイトな説明で、後半は、ちょろっと触っただけなのです。前半に主なことは固まっております。

では、順を追って説明したいと思います。

1つ目でございますが、「地方教育行政の充実に向けて」ということで、昨年の7月19日に、「令和の日本型学校教育を推進する地方教育行政の充実に向けて」という報告書が出ました。ということから、基についてお話をされました。2ページを開いてください。

令和の日本型学校教育を推進する地方教育行政の具体化のイメージというのがあります。左上のほうから順次説明してまいります。

まず、教育委員会というのがありますが、教育委員会とその左横にあります地域住民との意見交換、学校での開催等、教育委員会そのものを色々なところで開いたらというようなことも話されておりました。地域に開かれた会議運営にしたらということだと思います。オンライン配信をしてみましようとか、そういうこともあるのだそうです。実際にやっているところもあるそうです。

そういう中で、教育委員会、本会議の内容でございますけれども、3点大きく上げられておまして、吹き出しのところでございます。「事前勉強会で、次回の会議で扱う問題の理解を深めておこう」というのがありますが、これは、本市の場合は、資料を1週間程度前に事前配布を心がけているところでございます。それによって、事前に問題の内容については、共有できていると思っております。

2つ目に、「次回の会議テーマは我々が提案します」という、教育委員が言ってらっしゃるところがあるのだそうです。今後、提案していただければ、多に結構だと思っておりますので、そこはお互いにやっていければと思っております。

3つ目に、右下のほうになりますか、「他自治体の教育委員と意見交換をしてみよう」というようなことがあります。これは、年1回、教育委員の研修会をうちは計画しておまして、地域に行き、先進的なところの取組を見聞きする、もしくは、九州大会あたりに出張していただくというようなことをやっております。そういうことだと思います。

そして、右側に移ります。

これは首長部局との関わり合いでございますけれども、もちろん、総合教育会議というのが非常に大きなウエイトを占めているわけでございますけれども、赤い太枠で吹き出しになっているところがあると思います。「働き方改革を含む教師を取り巻く環境整備について、総合教育会議を開催して、首長と連携して、新施策につなげよう」とかというような形になっておりますが、連携して、新施策に持っていくということも、非常に大切なことだと思います。

また、その右下にあります、「いじめ重大事案が発生した際の緊急的な総合教育会議の開催を含めた対応訓練をしておこう。」つまりは、何かが起こった時にすぐに集まってもらって、そして協議ができる、そういうような形の訓練も必要ではないかというような話でございます。

そういう中で、教育委員会の下のほうにあります人の形をしているものがありますが、教員出身の職員で指導主事がうちには課長・副課長も含めると10人います。そして、行政出身の職員も多数います。指導主事の場合は、「一般行政事務に関する研修にも参加しよう」と書いてあります。都城市の場合は、悉皆研修がございますので、必ず出ていると思っております。フィロソフィー研修とか、そういうのは出ているところなんです。

それから、行政出身の職員もいますけれども、吹き出しの中にありますように、うちの教育委員会は、働き方改革により職場環境が良い。しかも、今後のキャリアパスでも勤務経験が生かせそうと思わせるよ

うな教育委員会になっていかないといけないと、課長の顔を見ながら言っておりますけれども、教育委員会に来てよかったな、勉強になったなというようなことも必要になってくるのではないかと感じているところではあります。

そこで、左下なのですけれども、これは1か所どうかと思うのですが、学校のところなのですが、「クラウドファンディングで得た外部資金で新しい学びを作る取組を始めよう」と。これっていいのかなと。基本的に、教育予算というのは、うちが預かっているもので、そこで賄えないと本来はいけないのではないのかなと思ったりもして、国はこういうふうに言っていますけれども、色々と物議を醸すところではないかと思っているところではあります。ここはちょっと解せないなというところではあります。

その中でも、今回、スクールロイヤーについて、かなり踏み込んだ形で出てまいりました。スクールロイヤーというのを文部科学省が言うには、右の図を見ていただくと、学校、教育委員会、学校法人に対していじめ・不登校・学校事故など、様々な学校の問題について助言・アドバイスをする弁護士のことと言われております。スクールロイヤーの主な活動内容は、助言・アドバイスですね。保護者対応を直接してもらおうこと。研修、これは先生方の研修、それから出張授業ということは、子どもたちに対応するための出張授業等を受け持たせていただくものであるということではあります。学校で起きる諸問題を、教員だけで解決するのはもう困難な時代であります。学校、教育委員会は、スクールロイヤーと連携を図り、継続的なサポート体制の構築が必要ということでございました。

この背景というのは、左側に書き出しておりますけれども、学校や教育委員会での保護者等への過剰な苦情や不当な要件に対する対応や、いじめに係る対応等の初期課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増えている。教育委員会でもしよっちゅうです。市長部局のほうの法務に色々尋ねたりしているところではあります。

それから、初期対応の段階にスクールロイヤーが関わることで、速やかな学校問題の解決につながったり、教職員の負担軽減が図られたりすることが期待できるということでございます。

現状なのですけれども、スクールロイヤーに相談できる体制がある自治体、令和4年度間の調べでございます。都道府県になりますと39の都道府県、83.0%、かなり高い数値になっています。指定都市になりますと16、これも80%、中核市になると40で64.5%、市町村、これは中核市も含んでいるのですけれども、194、先ほどの40を含んでいます。それで11.3%と、まだ市町村ではかなり少ないという状況です。

国が言うには、都道府県指定都市の弁護士等への法務の相談経費については、令和2年度より、普通交付税措置、何だか分からない措置なのではありますけれども、どこに消えていくか分からないお金でございます、これは。標準的なところで130万円を積算しているというふうには言っておりまして、胸を張っております。

その法務相談体制の充実に向けた支援措置等については、3点上げられました。1つは、スクールロイヤー配置アドバイザーの設置を国がやりましたということです。日本弁護士連合会の協力の下、実際に学校現場での法務相談等の業務に携わっている弁護士を文部科学省にスクールロイヤー配置アドバイザーとして1名配置しているということなので、この方に色々とお助けをもらえば、配置する段階での、例えば、弁護士会とのやりとりとかもうまくいくのではないかとこのように言っていました。窓口の問合せは、そこに書いてあるとおりでございます。

2点目でございます。法務相談体制構築に向けた手引き等の作成、説明会を実施しているということでございます。手引きの作成ができていくということでございますので、また、それに伴うワークショップの研修等も行われているということでございます。

3点目でございます。法務相談体制の整備状況に関する調査ということで、自治体におけるSLというのがスクールロイヤーの略なのですが、SLの配置などの法務相談体制の整備状況の調査を実施しています。この3点を国としてはやっていますよということなので、国としては後押しをしたいということで

ございます。時間がありませんので、どんどん続いて、17項目ありますので、2項目目でございます。

教師を取り巻く環境整備についてでございます。働き方改革と言っていますが、この働き方改革の目的は何ですか、先生たちが楽になるためですか、そうじゃありませんよということを、今回、改めて説明されました。子どもたちへのより良い教育のための働き方改革なのだ。非常にその点では、私も賛同できるところでございます。何でもかんでもやめてしまえばいいということではないと思います。

そして、教師不足であるということは承知しておりますと言われておりました。このことについては、どの業種も人手不足であり、教師だけではないのだというようなことでありました。厳しいお言葉ですけれども、これが事実だと思います。

3点目です。GIGAスクール構想の推進についてでございます。

国策として、GIGAスクールを打ち立てて、前回の骨太の方針で打ち立てていただきました。7割から8割の校長が1人1台端末の効果を確保しているところでございます。素晴らしいことだと思いますが、一方、格差が存在していると。これは、地域格差や学校格差でございます。毎日持ち帰っている学校や地域もあれば、一切持ち帰りをしていないところもあるという、お話でございました。

また、次期1人1台端末の調達につきましては、県単位の共同調達でございます。前回は、なし崩し的にはなったのですけれども、市町村で買っていいですと宮崎県は判断をいたしました。ですから、自分たちが都合のいいように、これで45,000円以内でお願いしますということと言えたのですが、今度は、同じ物を県内で取り揃えて、それを買わなければならないので、県の中での合議は非常に大変でございます。今やっている途中でございます。そしてスペックや、スペックは大体合っているのですけれども、どんなものを付けたいとかかですね。今、子どもたちも、ここから教室のテレビに無線で飛ぶようになっていきますけれども、そういうようなものとか、そういうようなことを踏まえた上で、今、協議をしているところです。

もう1つ、ネットワークの問題ということで、高速ネットワークを引けということで、まだ、3分の1の補助があるのだそうですので、これらの使い道とか、使い方とかいうのはあるとは思いますが、実は、子どもたちが段々使用するようになりました。そうすると、トラフィック量といって、段々通信しにくくなっているのです。出口は同じ容量なので、そこに集中して色々なものが来ると、それを交通整理してしまうので、タイムラグが生じてしまう。つまり、グルグル回っているのが続いてしまうというのがあります。どのぐらいの人数に対して、どのぐらいの待機量が必要かということ、今年の3月でしたか、国が、文部科学省が出したのです。それに照らし合わせて、今、各学校の調査をしているところですが、今、調査が半分ぐらいだったのですけれども、実を言いますと、中心部の大規模校はほとんど足りていない状況がありました。各学校には、光の線が入っているので、1ギガ入っているはずなのですけれども、やはりぐわっと使うと待機の状態になってしまうという状況でした。ここを補強しなければならないと、それも早急にしないと学校差が生まれてしまうと思っているところです。

4項目目です。デジタル教科書についてでございます。今現在、小学校、中学校、英語科で全国100%のデジタル教科書を使わせていただいております。これは国の予算です。もう1つは、算数・数学、全国で50%か60%ですけれども、うちも使わせていただいております。こういうようなデジタル教科書というのは、今後普及していく方向だと思っております。国のほうも予算を付けていただくと、本当にありがたいと思っております。

事例集が色々とデジタル教科書についても出てまいりまして、児童生徒用、保護者用、教師用が今ほぼ出揃ってきました。こんな風に使ったらというようなことです。そういうものを中心に、また研修をやっただけならばと思っているところでございます。

続いて、5項目目でございます。

不登校児童生徒への支援、いじめ対応等についてでございます。不登校で30日以上、これが一応の規定になっておりますが、299,000人が全国で不登校になっております。約30万人と頭の中では思っております。また、この中で、90日以上休むということになると、年間の3分の1以上休んでいるわけですから、ほぼ学校に行っていない子どもたちではないかと思えます。この子たちが13万人いますということでもございました。結構ショッキングな数字でございます。文部科学省が言うには、学校に登校するという結果のみが成果ではない。その後を見てくださいと。学校に帰った後に、本当にその子にとっていい居場所になっているのかどうかということなのです。ただ、ここで文部科学省が言ったのは、不登校は学校にも行かなくてもいいですよといったような新聞報道が2、3年前にあったのです。無理に学校に行かせなくてもいいということであったのですが、学校に行かさなくてもいいとは、文部科学省は1回も言っていませんと。できる限り社会性を培う上での学校に帰ってほしい。ただ、無理強いをしてはならないという言い方なのです。そういう形で言っていました。

続いて、4ページにいきます。いじめについてでございます。

重大事案として文部科学省に報告があったのが923件、うち354件は、いじめと学校も教育委員会も認知していなかった。3割から4割は、いじめと認知していないところから重大事案に発展していたということがありました。宮崎県の認知件数は全国でも最多、大体上から3つ目に絶対入ってくるのですけれども、すごく認知する数が多いのです。そういう意味では、こういうことにならないように考えてくれているのではないかと、各学校頑張ってくれているなと思っています。ですので、早期発見して、そして、早期解決が図れるようにしないと、その分、子どもたちの心にダメージがあるわけですから、そういうことにも気を配っていきたいと思います。国としては、不登校対策としてのCocoroプランというものがありますということなのですが、なかなか今やっていることを充実させろということだと思っております。

対応における警察との連携の徹底を図ってほしいということで、犯罪行為があった場合は犯罪として扱って構わないということでございます。校内教育支援センターにおけるスクールカウンセラー等の活用をしていただきたいということでございました。

6つ目です。メンタルヘルスについてです。

病休が全国で6,539名の先生方が病休をお取りになられたということでございます。この中で精神的な疾患も多々あるということでございます。小・中学校の割合が高かったのですけれども、近年、小学校と特別支援学校が特に多くなってきているということでございます。そう考えると、確かに、都城市も小学校の先生のメンタルダウンが多くなったなと思っています。中学校はそういえばあまりいないと思っています。

そこで、予防的な取組として、教職員のストレスチェックをやっていただけないかというお願いがございましたが、都城市では令和6年から、今年度から全学校実施することになりました。このメンタルヘルスを実施しないといけないのは、従業員50人以上の企業がやらないといけないのですけれども、都城市の学校では50人以上の学校はないのです、実は。1校もありません。ですが、全ての学校でストレスチェックを行うことが決まりましたので、ひとつ前進かなと思っています。

それから、教師の養成、採用、研修等の一体的なタイアップについてというのがございました。これにつきましても、下に掲げてあるとおりでございます。

8番目でございます。児童生徒に対する性暴力等対策についてということで、これは非常に力強くおっしゃっていらっしゃいました。児童生徒に対する性暴力につきまして、言語道断、事態は極めて深刻な状況である。つまりなくならないということをおっしゃっていました。法に定められた施策の実施に、全所の限りを尽くすという力強いお言葉でございました。これにつきましては、都城市教育委員会といたしましては、7月に全児童生徒、全職員を対象とするアンケート調査を行います。これは子どもたちの1人1

台端末から直接教育委員会に返事ができるような形のアンケート調査を行う予定にしております。防止等に関する法律が国会で制定されましたので、データベースが出来上がります。活用義務がございますので、十二分に周知してまいりたいと思います。

それから、防止等に関する基本的な指針としまして、これが改定されました。改定の中での大きいのは、告発を遺漏なく行う。警察との連携をすることです。つまり犯罪です、これは。完全な犯罪ですから、そういうことがあった場合には、必ず警察と連携しながら告発をしていくということでございます。多分、一発で免職になると思いますけれども、どんな事情があろうとも、それは間違いないと思います。

続いて、9番目でございます。オンライン教育についてでございますが、議論と義務教育における今後の学校の在り方について、改正がなされました。先の4月の改正でございます。遠隔教育特例制度というのが設けられます。今まではA中学校にいる先生とB学校にいる先生、遠隔でやったとしても、例えば、技術の授業で一緒にやりましょうと、技術家庭の授業をやったとしますが、両方とも技術家庭の免許が必要だったのです。今度からは、1人免許があれば大丈夫ということになりました。ここが大きな違いでございます。ですので、そういう意味では、非常に遠隔授業がやりやすくなったと思います。

続いて、10番目でございます。学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について。これについても、都城市は一步ずつですけれども、進んでいるところです。今日の報告第45号「部活動指導員の配置」というものが入ってきておりますので、まだそのところで詳しくお話を聞いてください。

11番目です。幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上についてということで、幼保小の架け橋プログラムというものがございまして、中原委員はよくご承知だと思いますけれども、文部科学省が出しました。これをもっと重要視してもらえないかというそういうことでもございました。謳ってあるプログラムは非常にいいところがございます。それをどうやったらできるかという方法論です。そこが難しいところだと思います。

12番目でございます。高等学校改革の推進についてでございます。今、99%の子どもたちが高等学校への進学をしているのが、日本の実態だということでもございます。全入学ですよ、99%といえば。そこで、DXハイスクールというのをやりましょう。総額100億円かけます。1校1千万円ぐらいかけますよということで、募りました。本地区では、泉ヶ丘高等学校が当たっております。附属中学校も含んで1校1千万円のDXハイスクールについてやっていくということでもございました。つい先日、挨拶にお見えになりました。

13番目でございます。特別支援教育の推進において、多様な学びの場において、少人数を活かす校内委員会の機能強化ということをおっしゃっています。

14番目の夜間中学の設置促進・充実については、これは宮崎市の夜間中学が誕生いたしました。ひむか学校でございます。9月に定員の募集をするそうです。都城市から通っていらっしゃる方は今、いらっしゃいません。

15番目でございます。公立小・中学校の適正規模、適正配置について。一定の規模を確保することが必要でありますよと言いつつ、最後の最後には、統廃合することも、小規模校として存続させることも、設置者である自治体が判断してくださいということなので、都城市は都城市の考え方でやっていきたいと思っております。

16番目です。公立学校施設の整備についてでございます。能登半島地震を踏まえた公立学校施設における課題というのが出てまいりました。これまでの学校耐震化の措置により、校舎の倒壊被害は生じなかったということです。やはり頑丈に出来ております。

ところが一方、天井照明器具の落下などがあり、非構造部材の耐震対策が引き続き求められるとともに、

避難所として利用される際の以下の課題が浮き彫りになっているということでございます。体育館の空調設備、今年は1月でしたので、大概に寒かったと聞いております。学校施設のバリアフリー、断水時のトイレや給食対応、非常用の発電ということが課題になっているということなので、ここらあたりはちょっと考えていかないといけないのかなど。教育総務課に非常に関係するところだと思います。

17番目、最後です。地域と学校の連携・協働について。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進と学校の課題、子どもの課題、地域の課題、これらの課題を解決するためにやっていくのだという形でございました。

学校C I O研修というものをやりまして、私が40分ぐらい話をさせてもらって、その後、90分間、南九大に来られた渡邊准教授と一緒にトークセッションをやりながら、校長先生たちがいらっしやっていたのですけれども、ずっとチャットで、回答しながら、聞かないといけないという、非常にお忙しいものを行ったところ、振り返りシートを作ってくださいました。これまでは、感想を出してくださいと言った時に、どうしても教育委員会しかその回答を見ることができなかつたのですけれども、それではいけないだろうということで、全ての先生方のものが全ての先生方に見えるように、見える化を図って、このような形でやりました。すごくいい意見を書いていただいて、前向きなお話でございましたので、紹介をさせていただきます。本来ならば少し紹介したいところですが、時間がございませんので、すみません。また、お読みになっていただきたいと思います。

ここまでで何かありますか。よろしいですか。すみません時間が随分経ってしまつて。

○赤松委員

C I O研修を読んだのですけれども、校長先生方の受け止めがよく分かつて、ああ、なるほどなど。

◎児玉教育長

私も有難いなと思いました。

○赤松委員

後藤校長の感想なんか。

◎児玉教育長

非常に的を得ていますよね。

○赤松委員

素晴らしいなと思って。

◎児玉教育長

本当にご紹介したかったのですけれども。

続いて、生徒指導状況の報告について、時間が押しておりますので、話をさせていただきたいと思いません。

では、非行等問題行動についてですが、小学校2件、中学校7件でございます。小学校2件出てきたのが、対教師暴力と万引きでございました。万引きにつきましては、保護者を交えて、しっかり対応をさせていただきました。対教師暴力につきましては、指導に対する怒りで言動が激しくなって暴れたということで、教員の左頬をたたいたり、教頭先生の足を何度も踏みつけたり、色々しています。クールダウンをし

て話を聞くと、落ち着いて話を聞けるのですけれども、本当にこういうお子さんが増えてきたなと思います。初めて出てきた子でございました。

それから、中学校の対教師暴力につきましても、同じようなことですが、そのうちの1件は、今までずっと小学校6年生で出ていたお子さんが、なかなかうまくコントロールが十分できなくて、そういうような対教師暴力を振るってしまっております。生徒間暴力が結構多くて、ふざけ合いとか、遊びの延長でとか、からかわれていることを理由にとか、何かちょっとしたことでも激怒して、殴り合いになっているとか、掴み合いになっているというような報告でございます。最後、窃盗と深夜徘徊についてでございますけれども、これについては、西駅が近くにありますが、西駅で高校生のバイクを盗んだという、そういう中学生がいるということでございます。

また、高校を退学した少年たちや、そういう子たちとパチンコ店に入店したりとか、置いてあった財布を盗んで来いと言われて、盗んできたとか、いわゆるパシリです。パシリをさせられて、そういう犯罪行為をしてしまう。また、先輩の車で遠出をするなど、深夜に行動していることも多いということで、もちろん、都城警察署とも連携を取り、スクールサポーターが定期的な面談を行って、非行防止に努めているところでございます。何分にも少年らとの繋がりが心配な状況にあって、母親、関係機関と連携して対応していくのですけれども、それら少年につきましても、今、都城警察署は、先日暴走関係のバイクの子どもを2人捕まえてまして、これは新聞紙上にも出た状況でございます。強化をして、共にやっていきたいと思っております。

続いて、不登校及び不登校傾向につきましてでございます。小学校81名がスタートになりました。中学校184名という、スタートから非常に頭が痛いと思っております。また今年もかという形になります。なかなか収まりません。精一杯の努力を各学校はしていることも承知しているところです。現在、4月ですので、4月は学校に戻す時期だということで、どんどん学校のほうを向いてくれということで、スプリング教室を利用している児童生徒は5名しかいないのですけれども、5月には、現在10名おります。登録は14名になりました。どんどん増えている状況です。市立図書館を利用している子が、中学校1名、青空ラボも5月から正式に開設する予定になってはいますが、そこでも行きたいと言った子どもさんに対しては1名受け入れているところです。

交通事故の状況でございます。

交通事故につきましても、小学校5件でございます。本当に接触というような形、ちょっとぶつかったという形で上がってきているのが多ございます。大きな事故に繋がったことはありません。念のため病院受診をさせた場合もありますが、病院受診をしていないものもあるぐらいでございます。ですが、あまりにも多いですので、4月25日付けでC4thにより、教育委員会から各学校へ注意喚起の文書を出しております。

いじめに関する報告についてです。

4月が、小学校38件、中学校18件でございます。また、令和5年度に認知したいじめに関する追跡調査でございますけれども、解消率が小学校85%、中学校73%と上がってまいりました。このことについても追跡していきたいと思っております。報告に上がった点においては、色々な発言とか、嫌なことを言われたあたりで、かなり、これをいじめであると捉えてしまえばいじめなので、しっかりと対応してもらっているようでございます。ただし、1件につきましては、中学校が1つでございますけれども、LINEグループ、オンラインゲームで仲間はずしがあったというようなことの報告が1件ございます。これはなかなか分かりにくいのですけれども、そういう悪意のある発言があつて、両者から聞き取りを行い、両親に繋いでおります。

不審者・声かけ事案につきまして、小学校1件、小学校2年生の男子たちなのですけれども、下校中の

男子児童3名、見知らぬ高齢の男性から徒歩で追いかけて、ランドセルを掴まれるという事案が発生しております。もちろん警察のほうもこの事案については調査をしているところですが、なぜこういうことになったのかよく分かっていないのですけれども、いまだに警察もこのことについては検挙に至っていないところがございます。検挙というか、特定できていないということでございます。

そして、学級がうまく機能していない状況にある学校はないということでございます。

随分、押してまいりましたが、虐待案件とその他の案件に入りますので、一旦ここは非公開でお願いをしたいと思います。

[オフレコ]

◎児玉教育長

大変長くなってしまいました。申し訳ございません。

それでは、教育長報告を終了させていただきます。

12 議 事

◎児玉教育長

では、議事に進みます。本日の付議事件につきましては、報告18件、議案4件でございます。

【報告第44号】

◎児玉教育長

大変お待たせいたしました。

それでは、報告第44号を高城地域生活課長から説明をしていただきます。お願いいたします、。

●岩崎高城地域生活課長

高城地域生活課長の岩崎です。よろしく申し上げます。

それでは、今回の報告議案について、説明させていただきます。資料の111ページをご覧ください。

報告第44号 高城郷土資料館企画展「お城でちょっと昔の暮らし 昭和の時代を回顧する」の開催要項の制定について、ご説明申し上げます。

関係資料でございますように、目的は、高城郷土資料館に所蔵している昭和の頃に日常使用していた生活道具及び道具の写真を展示することで、時代の変遷、懐かしさを感じていただきます。高城郷土資料館が所蔵している昭和の頃の生活道具等と現在使用している生活道具及び写真を展示して、比べてみることで、道具の進化、当時の使用法を考えてもらいます。併せて、通常の資料館展示品も観覧して、来館された方に資料館を楽しんでいただくための企画展です。

展示期間は、令和6年7月27日、土曜日から9月1日、日曜日までの休館日を除く32日間です。展示場所は、2階の企画展示室を使用し、展示品は全て郷土資料館に寄贈及び寄託された物を使用します。足踏みミシン、計算機、ラジオ等の軽量のものについては現物を展示します。ただし、五右衛門風呂などの重量なものは写真パネルを使用して展示します。

以上で、報告第44号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

◎児玉教育長

ご説明ありがとうございました。

それでは、報告第44号につきまして、ご質問やご意見ございませんでしょうか。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。

ちょっと昔ということで、いつぐらいだろうと思い、昭和時代の生活道具という形になっていますが、もう少し多くてもいいのかなと思ったりしたのですけれども、量的には。

●岩崎高城地域生活課長

もともとの2階の展示室に限りがございますことと、うちに所蔵品としていただいたものというのが、まだ、年式が浅いものですから、昭和の頃のもので、うちのほうの所蔵品が多いものですから、その関係で今回、昭和のものだけをということで、限定したところです。

○岡村委員

分かりました。

量的には、7点なのですか。

●岩崎高城地域生活課長

うちのほうでまだ7月まで日にちがありますので、その中で、全部で15点前後になるかとは思っております。

○岡村委員

分かりました。

ありがとうございます。

○赤松委員

これらの展示物の展示対象が、今の保護者が対象ぐらいになるのかなと思って読ませていただきました。保護者世代の方々も恐らくご覧になっていないのではないのでしょうか。だから、子どもはもちろん、今の保護者がご覧になっても興味深いものが大いにあると思います。非常にインパクトがあるのではないのでしょうか。大いにPRして、参観者を増やしてください。

●岩崎高城地域生活課長

私でも、言われるとおり、足踏みミシンとかいうのは、私が小さい頃にはあったかなという、見た記憶がうっすらある程度なので、多分、私ぐらいの世代の方は懐かしいのかなと。

○赤松委員

足踏みミシンは、私の少年時代です。

この計算機は、相当古いですね。

●岩崎高城地域生活課長

これは私も見たことがないです。

○宮田委員

展示するだけでなく、その昭和の時代はこんな時代だったよみたいな、そういうことも何かパネルで説明するのですか。

●岩崎高城地域生活課長

そこまでは考えていなかったです。ただ、品物を並べさせていただいて、今、使っているものと昔のものという形で、そういう形で展示をさせていただこうと思っています。

◎児玉教育長

過去帳の写真は残っていましたよね、確か。文化財課が持っています。

●岩崎高城地域生活課長

実は、うちのまちづくり委員会が図書館とコラボで町並みの写真とかそういったものがありますので、そういったものにも協力依頼をしていこうとは思うのですけれども、ただ今回、うちの所蔵品をお見せしたいということで、企画したものです。

◎児玉教育長

よろしかったですか。

それでは、報告第44号を承認いたします。どうかよろしくお願いします。

●岩崎高城地域生活課長

ありがとうございました。

【報告第39号】

◎児玉教育長

それでは、報告第39号を文化財課長から説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

●戸高文化財課長

文化財課の戸高でございます。本日は、報告1件がございます。

報告第39号 都城歴史資料館ナイトミュージアム開催要項の制定についてでございます。81ページの開催要項をご覧ください。

都城歴史資料館をより多くの市民に周知するため、隣接する狭野神社の六月灯に併せて、夜間の開館を行うもので、日時は、7月15日、月曜日、祝日の17時から21時までを予定しております。

開催の趣旨としましては、展示資料を通して、郷土の歴史に触れるだけでなく、祭りやワークショップに参加することで、郷土の文化を理解する機会とし、地域の文化資源の保存や郷土愛醸成につなげることを目的としています。これまで、令和元年度に初めて開催いたしまして、その後、令和2年度から令和4年度までの3年間は、コロナ禍により中止しておりましたが、コロナ禍明けの昨年、令和5年度に再開し、今回で3度目の開催となります。昨年度は500名の参加があり、好評を得た企画でございます。

イベントの内容につきましては、現在、都城歴史資料館で開催しております企画展「南の縄文文化 縄文人の心を探る」の展示解説をはじめ、ワークショップとしまして、光る灯籠作りや光るぶんぶんゴマ作

りを企画しており、来館された子どもさん楽しんでいただく予定です。また、各ワークショップスペースに、六月灯ぶんぶんゴマの歴史紹介のパネル展示を予定しております。

82 ページをご覧ください。上段は当日のタイムスケジュールとなっております。下段が案内看板の設置場所の図面になります。

83 ページ、84 ページをご覧ください。昨年度実施いたしましたイベントの様子を掲載しております。

以上、報告いたします。

◎児玉教育長

ご説明ありがとうございました。

それでは、報告第39号につきまして、ご質問やご意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

○赤松委員

素晴らしい試みだと思います。十分安全に、お気を付けになられてください。夜ですから、子どもたちの安全、保護者の安全等十分に気を付けて、いい取組になるようにしていただけたらと思います。

●戸高文化財課長

ちょうど当日は、見回りとして3名ほど、担当のほうをうちの文化財の職員を予定しております。本担当とは別に、見回りということで3名を予定しておりますので、怪我等気を付けて十分に開催できるようにいたします。

○赤松委員

雨天時はどうなるのですか。

●戸高文化財課長

雨の場合は、中での開催になりますので、そのまま雨天決行となります。イベント自体は歴史資料館の中のほうで開催いたします。ただ、六月灯に関しましては、もしかしたら、そちらのほうは中止になるかもしれないのですけれども、イベントに関しましては歴史資料館のイベントということで開催する予定としております。

○赤松委員

私の個人的な話なのですが、友人の奥様が外国に行かれて、ナイトズで転倒されて意識を失われ、そのまま飛行機をチャーターして戻って来られたのですが、しばらくして、その後に意識が戻らず亡くなったということがあるのですけれども、夜なので何が起こるか分からないということをお考えになってください。特に、雨の場合は滑りますので、お気を付けになって、行事をしていただきたいと思います。

◎児玉教育長

よろしく申し上げます。

他には。

○中原委員

ご説明ありがとうございました。

もう安全のことは今、赤松先生がおっしゃられたとおりでお願いしたいと思います。

1つアイデアといいたいでしょうか、今、移住・定住でこちらにお住まいの方々が多くいらっしゃいます。こういう素晴らしいイベントがあるので、何か手だてがあればご招待ではないですけども、今、あなた方が選んだ、チョイスした街ってこんな素晴らしい文化があり、催しものがあるのですよということもお知らせいただければ、この街に思いが深くなってくれるのではないかと、何か手だてがあれば。

●戸高文化財課長

貴重なご意見ありがとうございます。

◎児玉教育長

ありがとうございます。

○宮田委員

告知というか広報はどんな感じに、何かチラシを作るとかホームページ、広報紙。

●戸高文化財課長

81 ページの6番のその他のところで、ポスター掲示、チラシ配布、広報都城の掲載、市のホームページとインスタグラムで広報周知を図ってみます。

◎児玉教育長

他にございませんか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第39号を承認いたします。どうかよろしく願いいたします。

●戸高文化財課長

ありがとうございます。

【報告第40号】

◎児玉教育長

それでは、報告第40号を学校給食課長から説明いただきます。

●田代学校給食課長

お疲れ様です。学校給食課の田代でございます。よろしく願いいたします。

それでは、87ページをお開きください。

報告第40号 臨時代理した事務の報告及び承認につきまして、ご説明いたします。

令和6年度の都城市学校給食センター運営審議会委員を6月1日、委嘱いたしました。委嘱期間は、令和6年6月1日から令和7年5月31日まででございます。委嘱いたしました委員につきましては、89ページの名簿のとおりでございます。都城市学校給食センター条例第5条第2項に基づきまして、知識経験を有する者1名、市立の小・中学校長6名、都城市学校給食主任部会の代表者1名、市立学校のPTAの代表者6名、保健所、医師会及び薬剤師会の代表者3名、計17名、新任委員が13名、再任委員4名に委嘱

しております。また、小・中学校の校長6名とPTAの代表6名、計12名のうちから、少なくとも4名につきまして、都城を除く4つの学校給食センターの配校の中から1名ずつ委嘱しております。これにより、5つの学校給食センター管内の全ての委員から広くご意見をいただくことができる体制となったところでございます。

最後になりますが、90ページに学校給食センター条例の抜粋を掲載しておりますので、ご確認ください。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第40号につきまして、ご質問等ありましたら、よろしくお願いたします。いかがでしょうか。

○赤松委員

ご説明でよく分かりました。素晴らしい人が選ばれていますね。

◎児玉教育長

よろしかったでしょうか。

では、報告第40号につきまして承認いたしますので、どうかよろしくお願いたします。

●田代学校給食課長

ありがとうございました。

【報告第41号、報告第42号、議案第11号、議案第12号】

◎児玉教育長

続きまして、報告第41号及び報告第42号並びに議案第11号及び12号を美術館長から説明をいただきます。よろしくお願いたします。

●湯田美術館長

美術館でございます。本日は、報告2件、議案2件付議しております。よろしくお願いたします。

それでは、91ページをお開きください。

報告第41号 令和6年度都城市美術展開催要項の制定についてでございます。資料の93ページ、別紙をご覧ください。上から順に主な項目及び変更があるところを中心に説明いたします。

目的といたしまして、都城圏域の芸術文化の向上と情操教育の振興及び近隣市町との交流を図ることを目的としております。応募資格は、高校生以上、地域は問いません。出品料はこれまでと変わりませんが、若い方の出品者数を増やしたいということから、大学4年生を想定した22歳以下を無料といたします。

次に、94ページをお開きください。

下段のほうですが、審査についてでございます。本年度は70回記念の年ということで、市美展対象賞金を20万円から30万円に引き上げいたしました。さらに、こちらも今回限りですが、審査員特別賞3万円を4点追加したところが大きな変更点でございます。

95ページをご覧ください。

審査員につきましては、以下4名の先生方に昨年に引き続き審査をしていただきます。池田美奈子先生

は3月に九州大学の准教授を退官されまして、現在は、東京のデザイン事務所で編集のお仕事をされていますので、役職が変わっております。

次に、表彰式につきましては、9月21日、土曜日の午前10時から、コミュニティセンターで行います。

真ん中あたりですが、展示につきましては、9月14日、土曜日から29日、日曜日まで、休館日を除きまして14日間の開催でございます。会場は、美術館及び市立図書館の2会場で展示いたします。

また、今回からになります、来館者からのリクエストが多くございましたので、会場内での撮影を許可することといたします。

96ページをお開きください。

その他でございますが、主催が都城市と教育委員会でございます。主管や後援、協賛につきましては、記載のとおりでございます。

以上、令和6年度都城市美術展開催要項でございました。

続きまして、99ページをお開きください。

報告第42号 令和6年度特別展「わたしたちのグッドデザイン」展開催要項の制定についてご説明いたします。

101ページの別紙をご覧ください。

会期につきましては、10月26日、土曜日から12月8日、日曜日まで、月曜日休館で開館時間は午前9時から午後5時までです。ナイトミュージアムは午後8時までを予定しております。

趣旨についてですが、1957年にスタートしましたデザイン賞であるグッドデザイン賞の受賞作約150点を展示するものでございます。第1章では、1950年代以降の日本のデザインの歴史を辿り、第2章では、直近の受賞作を紹介しつつ、2024年の情報も速報いたします。第3章では、身近なデザインとして長く親しまれているロングライフデザインと南九州エリアで受賞されたものなど、多彩なデザインの魅力を伝える展示となっております。

ちょっと飛びますが106ページをご覧ください。

一番下のほうです。県内の受賞作の一部で申し上げますと、延岡駅周辺整備プロジェクトや都城市立図書館や特別養護老人ホームえびの涼風園新館などがございます。

また、ページを戻っていただきまして101ページの6番、主催等についてでございます。MR T宮崎放送様と美術館で実行委員会を組織して進めてまいります。協力に公益財団法人日本デザイン振興会様、助成につきましては、一般財団法人自治総合センターにおいて宝くじ助成500万円の採択を受けたところでございます。そのほか、名義共催など（予定）とありますものは、記載のとおりでございます。現在、依頼の手続きを進めているところでございます。

続きまして、102ページをお開きください。

7の観覧料につきましては、後ほど議案第11号で説明いたします。

次に、8の関連事業につきましては、現在調整中のものも含んでおります。

まず、記念講演会ですが、建築家であり、昨年グッドデザイン賞大賞を受賞された山崎健太郎氏をお招きいたしまして、まちづくりや居場所の作り方などについての講演を予定しております。

今回、初めての試みといたしまして、都城高専の学生による模擬審査&グッドなコメント揭示を開催いたします。内容につきましては、実際にグッドデザイン賞の審査員の方を招聘いたしまして、都城高専建築学科の学生さんに審査の仕方について、事前にレクチャーをしていただき、会場にある気に入った受賞作を選んでもらいます。さらに、どこを評価したか、そのコメントを受賞作と並べて揭示するというものでございます。高専生の新しい視点とともに、一般来館者の鑑賞の助けとして活用するものでございます。日程は調整中でございます。

103ページをご覧ください。

ナイトミュージアムですが、先の関連イベントの兼ね合いで調整中でありまして、2回開催を予定しております。開館時間延長ということになりますので、日程が確定いたしましたら、7月の定例教育委員会に付議する予定でございます。

9 その他ですが、開会式及び内覧会を10月25日、金曜日、午後3時から開催いたします。委員の皆様にも案内状を送らせていただきます。こちらにつきましては、自由参加となっております。どうぞよろしくをお願いいたします。

105ページから106ページは、展示作品の一部を紹介しております。当初は電化製品や文房具などの製品が主流でしたが、近年では、プロジェクトや地域活動など、人々の生活を快適に豊かにするものの評価が多様化していることも気付けると思います。美術館では従来、企画してまいりました美術作品とは全く違った特別展でございますので、ビジネスマンや若年層ですとか、美術館にあまり来た事がないような方が楽しんでいただけるような展示を目指しております。

以上、令和6年度特別展「わたしたちのグッドデザイン」展開催要項でございました。

続きまして、165ページをご覧ください。

議案第11号 特別展の観覧料の設定についてでございます。

167ページ、別紙をご覧ください。

一般当日券が900円、高校生・大学生が500円、ペアチケット1,300円、会期中何回でも見られるフリーパスが1,100円でございます。

次に、割引についてですが、記載してあります①から⑤は200円引きでございます。⑥から⑨につきましては100円引きでございます。⑨のリピーター割引は昨年度から導入しているところでございます。

次に、無料の対象及びその他につきましては、昨年と同様でございます。

168ページをご覧ください。

②過去3年の特別展観覧料をお示ししております。令和4年度の歌川広重展の時と同等の料金設定でございます。

以上、特別展の観覧料についてでございました。

続きまして、最後になります。169ページをお開きください。

議案第12号 令和6年度都城市立美術館協議会委員の委嘱についてご説明いたします。

この協議会は、博物館法の規定に基づき設置しているもので、都城市立美術館条例第14条第3項の規定に基づきまして、委嘱するものでございます。

171ページをお開きください。

表にありますとおり、10名選定したところでございますが、ほとんどの方が再任でございます。上から順番に、小西宏子様、平岡洋子様、江田かおり様、後藤克晶様、後藤様におかれましては、この度新しく選定をさせていただきました。当館におきまして、過去には館長でいらっしゃったこともあり、現在、高城観光協会の事務局長でいらっしゃいます。美術館運営をよく把握されたお立場であり、かつ観光の目線でのご意見がいただけるものと期待しております。また、これまでご尽力いただきました庄内地区まちづくり協議会の朝倉脩二様におかれましては、後進に譲りたいとのことで、ご辞退の意思を表明されたところでございます。続いて、八木常憲様、大盛博様、園田博一様、阿部健二様、本蔵明子様、中村絵美様、以上10名を委嘱するものでございます。

委員の任期は、令和6年7月1日から令和8年6月30日までです。

以上、報告2件、議案2件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎児玉教育長

ご説明ありがとうございました。

それでは、報告第41号、42号、並びに議案第11号、12号につきまして、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第41号及び第42号並びに議案第11号及び第12号につきまして、承認をいたします。どうかよろしくをお願いいたします。

●湯田美術館長

ありがとうございました。

【報告第43号】

◎児玉教育長

それでは続きまして、報告第43号を都城島津邸館長からご説明いただきます。よろしく申し上げます。

●小岩屋都城島津邸館長

都城島津邸の小岩屋です。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、報告第43号 都城島津邸歴史講座の開催についてご説明いたします。

資料は、107ページから110ページで、109ページの企画概要を基にご説明いたします。

都城島津邸では、毎年、一般の方を対象とした歴史講座を開催しております。今年度は、歴史講座のテーマを「都城地域の歴史と文化醸成」と題し、都城地域の歴史とそこで育まれた文化について、展覧会の内容も踏まえて紹介することいたしました。日程は、表に記載のとおり、連続5回講座で、8月から12月に月1回、土曜日に開催いたします。時間は、13時30分から15時30分を予定していますが、最終回の史跡めぐりにつきましては、10時から15時30分を予定しております。場所は、史跡めぐりを除き、都城島津邸の伝承館2階交流室で行います。対象は、全講座に参加できる方とし、定員は20名としております。募集は、広報都城7月1日号及び市のホームページ、インスタグラム等で告知いたします。申込みは、7月17日、水曜日から8月14日、水曜日の期間、電話又はファクスで受け付けを行い、先着順といたします。参加料は、資料代としまして千円とし、史跡めぐりの時につきましては、別途参加料を徴収いたします。歴史講座の過去の参加者数につきましては、110ページにお示ししておりますので、ご確認ください。

また、以前の開催の様子につきましても、写真を掲載しておりますので、ご確認ください。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎児玉教育長

ご説明ありがとうございました。

それでは、報告第43号につきまして、ご質問やご意見ございましたら、よろしく申し上げます。

○宮田委員

ご説明ありがとうございます。

歴史とか、文化とか、大変興味のある内容だと思うのですが、この場所に行けないけれども参加したいという方がいた場合で、人数が沢山のいなければ、そういったところのリモートとか、ズームとか、別なところの枠で聞ける機会があったら、聞きたいと思って。私ごとですが。

●小岩屋都城島津邸館長

今回の講座の内容、例えば、第2回や第3回については、実際に企画展や特別展の展示内容を見学していただくというのも入っておりますので、そういったことも踏まえて、なかなか難しいというところもございます。

○宮田委員

自分もぜひ受講してみたいが、土曜日は現地に行けないため聞いてみたところです。

●小岩屋都城島津邸館長

全体的な通史を学ぶ座学だけであれば、そういったことも可能かもしれないのですけれども、現場で見させていただくとか、そういうものも組み込んでおりますので。

○宮田委員

参加しやすい曜日になりますものね。平日に学びに行きます。

◎児玉教育長

歴史に興味のある方、島津に興味のある方、アーカイブみたいなものを用意しておくといいのかもしれませんがね。

○宮田委員

多分、お金は払うと思います。興味のある方は。世代ですかね。

◎児玉教育長

考えてみてください。ただ、歴史の見方、考え方が年々新しいものが見つかって変わってきていますので、そういうところも気を付けていただきたいと思います。

他にはございませんか。

それでは、報告第43号を承認いたします。よろしくお願いいたします。

●小岩屋都城島津邸館長

ありがとうございました。

【報告第29号、報告第30号、報告第31号、報告第32号、報告第45号、議案第10号】

◎児玉教育長

それでは、報告第29号から第32号まで、及び第45号並びに議案第10号を、学校教育課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●宮崎学校教育課長

それでは、学校教育課の報告及び議案について、ご説明いたします。

報告第29号 臨時代理した事務の報告及び承認についてということで、13ページをご覧ください。

本年度都城市結核対策委員会委員について、別紙のとおり委嘱いたしました。委嘱期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなります。本年度は、都城市立学校の学校長として養護教諭部会会長

である日高真美氏、都城市立学校の養護教諭として養護教諭会の部長である高梨万里絵氏を新たに任命しております。

なお、この結核対策委員会については、今後、結核の高蔓延国からの転入児童生徒の増加を想定して、関係者及び関係機関と精密検査の方法や検査の流れ等について、より緊密に連携する必要があると考えております。高蔓延国と申しますのは、結核患者が比較的多い地域、国で、いわゆる発展途上国のほとんどは高蔓延国として位置付けられておりまして、日本は、中蔓延国という格付けになっております。

なお、日本人であっても、高蔓延国に6か月以上の滞在歴がある場合は、精密検査の対象となっております。結核精密検査の実績及び検査の流れにつきましては、別紙資料に掲載しております。

では、報告第30号です。都城市小・中学校医療的ケア運営協議会委員の委嘱についてでございます。

19ページをご覧ください。

医療的ケア運営協議会委員の委嘱については、推薦を受けて2年毎に委嘱いたします。現在の医療的ケア運営協議委員は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの委嘱期間となっておりますが、今回、きりしま支援学校前任教頭の異動及び校長会特別支援教育研究会の担当の変更によりまして、委嘱期間を令和6年4月1日から令和7年3月31日として、21ページ別紙のとおり委嘱を行いました。令和5年度都城市小・中学校医療的ケア運営協議会委員名簿は、下段参考のとおりとなっております。

では続きまして、報告第31号 令和6年度都城市教育支援委員会委員及び専門委員会委員の委嘱及び任命についてでございます。

25ページをご覧ください。

令和6年度の都城市教育支援委員会委員及び専門委員会委員について、別紙のとおり委嘱及び任命を行いました。

27ページをご覧ください。

令和6年度の都城市教育支援委員会委員は、上段にあります10名、専門委員会委員は、支援委員を兼務されている方5名を含め、24名の委嘱及び任命を行いました。今年度新たに委嘱を任命した教育支援委員会委員は4名、専門委員会委員は8名になります。

まず、新たに委嘱及び任命した教育支援委員会委員についてでございます。

上の表になります。

祝吉小学校校長 後藤世志哉氏、沖水中学校校長 加藤正嗣氏でございます。この2名につきましては、令和6年度都城市校長会の特別支援教育研究会の担当になったということで、担当変更によるものでございます。

それから、さくら聴覚支援学校教諭 清川浩江氏、教育委員会教育相談委員 齊藤和昭氏でございます。この2名につきましては、前委員が辞任したことによる変更でございます。

続いて、新たに委嘱及び任命した専門委員会委員8名についてです。下段の表になります。

さくら聴覚支援学校教諭 清川浩江氏、この方は、教育支援委員会委員との兼務になります。大王小学校教諭 西香氏、上長飯小学校教諭 北野裕貴氏、五十市小学校教諭 黒木雪枝氏、沖水小学校指導教諭 石本隆士氏、この方も教育支援委員会委員との兼務になります。祝吉小学校教諭 加塩裕子氏、志和池小学校教諭 児玉理恵氏、山田中学校教諭 池田千穂氏でございます。専門委員会委員の変更につきましては、前任者の異動等に伴い、欠員が生じたため、新たに委嘱及び任命を行いました。

続いて、報告第32号 令和6年度学校歯科医の委嘱についてでございます。

31ページをご覧ください。

学校歯科医の委嘱は、都城歯科医師会からの推薦を受けまして、2年毎に委嘱いたします。現在の学校歯科医は、令和6年5月1日から令和8年3月31日までの委嘱期間となっておりますが、今回、前任の歯

科医のご病気による委嘱に伴い、改めて推薦をいただいた、委嘱期間を令和6年5月1日から令和8年3月31日として委嘱を行いました。対象学校名及び後任の学校歯科医の氏名につきましては、33ページ別紙のとおりでございます。

続きまして、報告第45号 令和6年度都城市立中学校部活動指導員配置事業実施要項の制定につきまして、説明させていただきます。

117ページをご覧ください。

今年度、子どもを主役とした持続可能な部活動の実現を目指すために、子どもたちの願いや望みをかなえる部活動改革を新規事業としてスタートいたします。この部活動指導員配置事業は、部活動改革施策の1つであり、専門的な指導を受けたいという子どもたちの希望を叶えるために、専門性の高い指導者を市の会計年度任用職員として任用し、部活動指導員として配置するものであります。その実施に向けて、趣旨や部活動指導員の配置基準及び選考条件、学校からの申請受理から部活動指導員配置決定に至る手順等につきまして様式を定め、要項を制定したものといたします。

121ページ以降に、関係様式等を掲載しております。

なお、部活動指導員の配置につきましては、戻っていただきまして117ページの要項のほうになりますが、要項の2、3で示しております配置基準及び選考条件を基に、子どもたちの希望と専門的な指導者の有無でミスマッチが起きている学校を優先して配置してまいります。今年度は、試行的にモデル校を選定し、運動部1名、文化部1名、計2名の部活動指導員を配置し、その検証を行った上で来年度以降は計画的に部活動指導員の人数を増やしていく予定でございます。

議案第10号 都城市教育支援事業実施要綱の制定について。都城市教育支援センター実施要綱を別紙のとおり制定いたしました。当初お送りいたしました要綱に修正がございましたので、要綱の差し替えをお願いいたします。

都城教育支援センターは、これまで使用しておりました適応指導教室から教育支援センターに名称を改めるものです。また、教育支援センターは、これまでのスプリング教室に加え、青空ラボでの活動をまた新たに展開しましたので、そちらも加えて実施いたします。要綱の内容につきましては、教育支援事業実施の趣旨及び利用する対象者、事業内容、実施方法、利用の申請について定めております。

以上で、学校教育課の報告及び議案事項の説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎児玉教育長

まず、質問や意見を求める前に、新しく配られた要綱はどこが違うのですか。もう古いものは読み込んでいらっしゃるんで、教育委員の皆さん。違うところを教えてください。

●宮崎学校教育課長

一つ一つ説明するのは難しいのですが、主な変更は、てにをはの誤りについて修正したと担当から報告を受けております。

◎児玉教育長

例えば、159ページの部分の一番下の行で、前のは、「教育支援センターへの通級について」という文言がないので、「について同意するときは」という、この文言が追加されていますよね。ここが1行増えています。

●宮崎学校教育課長
第5条の2ですね。

◎児玉教育長
そうです。

●宮崎学校教育課長
「申請を受けて校長が考慮し」、ここは増えています。

◎児玉教育長
6条も増えていますね。

●宮崎学校教育課長
文言修正、てにをはの修正をしたので、差し替えますと聞いておりましたが、ちょっと中身が変わっていますね。第6条も1行増えています。

◎児玉教育長
「前条第1項の相談及び同条第3項の相談を考慮の上」というのが入っていますね。文言が入ったのは、規定をきちんと示す主語がなかった部分に主語が入ってきたのだというような感じだとは思うのですが、委員の皆さんたちは古いほうが入っていて、承認ができないのです。新しいのをポンと出されて、どこが変わったか分からないようでは、承認できないので、そこは今後、ここをこう変えたので承認をしてくださいというようなやり方に変えていただけないでしょうか。よろしくお願いします。

では、報告第29号から32号及び45号、並びに議案第10号につきまして、質問や意見はございませんでしょうか。

○岡村委員
ご説明ありがとうございます。
質問が2件です。

1件は、中学校部活動指導員配置事業実施要項についてなのですが、118ページの下の方に、「部活動指導員の勤務時間等」というのがございまして、「原則週6時間を超えない範囲で勤務」ということが書いてございます。対外試合の引率も可能であるということで、例えば、土曜日など引率した場合、週6時間という内容では、難しいところがあるのではないかと思います。そのあたりはいかがなんでしょうか。というのが1件です。

もう1件は、先ほど話題になりましたが、162ページになります。教育支援センター通級承認決定通知書というところで、この文言なのですが、「教育支援センター（スプリング教室・青空ラボ）の通級について承認をしました」と書いてございます。この実施要綱の中の第4条については、「教育支援事業は、都市スプリング教室、青空ラボ（以下「教育支援センター」という。）、その他、教育委員会が別に定める場所に対象者を通級させることにより実施する」ということですので、図書館等に実際通級している子どもさんもいらっしゃいますが、そのあたりの記述については必要ないのでしょうかということで、以上2件です。よろしくお願いします。

●宮崎学校教育課長

まず、1つ目の部活動指導員の勤務時間等のことなのですが、これが国・県の補助事業となっておりまして、予算がある程度決まっております。そして、国・県の部活動指導員の勤務時間等の要件というのでも決まっております、これもそれにならったような形で決めております。おっしゃるとおり、この時間で部活動支援員の業務が収まるかということにつきましては、非常に難しさがああり、ここは正直、この費用の中では収まらないと思っております。

なので、部活動指導員として部活動の指導に従事していただく実施の時間と費用として弁償できる時間に差があるといいますか、全部を費用弁償するという予算組みにはなっておりません。

◎児玉教育長

これを超えて業務をした場合はどうなるのですか。原則と書いてあるから原則ではなく、多分、トータルでお幾らぐらいというのが多分決まっているだろうと思うのですが、例えば、土曜日練習して、日曜日試合というパターンが出てきた時に、ずっと業務をしたら、多分、それだけでも6時間を超えますよね。そうやって最後にはその人は来られなくなるということなのですね。

●宮崎学校教育課長

実情を話してよろしいでしょうか。

部活動指導員の配置を受けた学校の学校長として運営をしておりましてけれども、月ごとの時間、それから、報酬というのは決まっておりますので、非常に申し訳ない話ではあるのですが、それを超えた時間においては、いわゆるボランティア的な費用弁償のない形をお願いしております。もちろん、土日にやったものを、平日部活動をしない日等に当てて、トータルで時間調整等は行っておりますけれども、それでもやはりこの時間は超えて、学校の支援を行っていただいて、非常に申し訳ないというのが実情でございます。

◎児玉教育長

これは実情に合わせないと。県の補助が入るのはこれだけで、あとは上乘せしないとどうしようもないじゃないですか。

●中村学校教育課副主幹

そうなってくると市独自で予算組みをしないといけなくなるということにはなります。

◎児玉教育長

しないといけねいですよね。

●中村学校教育課副主幹

国や県の補助をいただいている以上は、ガイドラインに則って、こういう制度にしています。

◎児玉教育長

ガイドラインに乗っかってやる部分と、それを超えた部分は市がやらないと、じゃあタダでやってくださいと言えないですよ、これは。

●宮崎学校教育課長

実質、今、学校の部活動に外部コーチという形で多くの方に支援をいただいていますけれども、実質これは無報酬のものでございますので、それをいいという意見として言っているわけではないのですけれども、支援していただいた業務に関して、何か手当がしっかりできているかという、そこは本当に全然今、できていないような状態です。これが課題でもあるとは思っております。

○赤松委員

やはりそういう対価をどう支払うかということについて、県のほうからの補助でできないのであれば、市が努力して、首長に掛け合っても予算をつけるような、そういう努力は今後していかないと、ずっとボランティアに頼るといえるのはいかがなものかと思えます。

●宮崎学校教育課長

この部活動指導員、それから持続可能な部活動の在り方については、庁内の検討委員会を組織しまして、継続的な審議を行うということで、今後も進めてまいりますので、今回、そういったご意見も賜ったということで、その辺についても今後相談をしていきたいと思っております。

◎児玉教育長

これは、令和6年度の実施要項であるので、今年度限りであるということを鑑みると、多分、これで収まるのです。半年しかないので、実情は。でも、来年度からはそれでは収まらないので、これを謳っておいて、勤務時間1時間当たり1,454円を謳っておいて、それを払わないというのだったらうちに問題があるのです。なので、払えるようにしていくしかない。今までボランティアでやっていたものに、こうやってお金が出たので、それで勘弁してくださいなんていうのはあり得ない話であって、もう少し対処していただけないでしょうか。今年度はこれで事足りるのだと思います。年間分で県と国のもので何とかかなると思えますけれども、来年度からは価格を打ち出してほしいです。

●黒木教育部長

実施要綱の趣旨のところにもあるのですが、会計年度任用職員での雇用ということなので、雇用の規則というか、こちらでも市の規定なりがありますので、そこはちょっと今年度試行的にやるというところでありますので、やりながらちょっと整理をして、制度的に不都合がない形で整理をさせていただきたいと思えます。

◎児玉教育長

他にございませんか。

●宮崎学校教育課長

もう1つ、今、岡村委員からいただきました決定通知書につきましてですが、要綱に定めております教育委員会が別に定める場所という部分なのですが、これにつきましては、現在、図書館や公民館、総合支所等の図書室等を利用するかご協力いただきまして、子どもたちの居場所として活用すること、実際そこに子どもが来ていたりということもあるのですが、私たちもその部分、議論になったところなのですが、教育支援センターとしていつも支援者がいるというところとしては、スプリング教室、青空ラボという位置付けで、そして、違う場所で学びたいという子に関しては教育支援センターがど

ここで、どういう形で活動するのかということの確認した上で、定期的にそこに支援に行ったりというようなことを考えておりました、決定通知書中には他の場所を記載せずにこのような形に今回はしたところであります。

○岡村委員

保護者の方がこれを見た時に、うちの子は図書館に行くのだけれども、ちょっと不安になられるところがあるのではないかと思われましたのでお伺いしたのですけれども、決定通知書は申し込まれた時に色々と説明していただいて、保護者の方に丁寧な対応をお願いいたします。

●宮崎学校教育課長

そちらについてはまた、説明をしっかりとしながら、不安がないようにしていきたいと思っております。

◎児玉教育長

ポンと送っちゃうと、ウットと思いますよね、きっと。もしくは括弧書きを消してしまうか。

●宮崎学校教育課長

分かりました。そこはまた検討させていただきまして、このような形でさせていただこうとは思っていますが、括弧書きを消すのか、また、支援場所が決まっている子については手書きで加えて出すなりというような方法を、また検討させていただきたいと思えます。

◎児玉教育長

今の子どもたちを見ていると、例えば、青空ラボに行ったり、図書館に行ったり、色々なところを掛け持ちしている子が出てきているじゃないですか。それを考えると、そこでも対応できるような書き方のほうがいいのではないですか。1人の子が掛け持ちしているのです。今日はこういう気分というものもあるのかもしれないですけども、今日はこっちに行きたいとか、毎週月・水・金はこことか、それ以外の時にはここに行く。青空ラボも月・水・金ですので、開設しているのは、火・木はどこに行くとかいうような形になるので、それに対応できるようにお願いしたいと思えます。

ありがとうございました。

他にはございませんか。

○中原委員

勉強不足ですみませんが、都城市教育支援委員会の業務内容はどんな感じの内容ですか。

●宮崎学校教育課長

これは、例えば新しく小学校に入学する時に、子どもさんが通学でやれるのだろうか。それともこの子には特別な配慮がある学校がいいのだろうかというようなことを保護者から相談がある場合もありますし、幼稚園や保育園等からこの子についてはちょっとお母さんと相談しているのですけれども、どちらがいいでしょうかというような相談がございます。そういう相談を昨年度は177名の相談を受けて、保育園に観察に行ったり、保護者との相談を実施したりして、最終的にはここで普通学級が適であるとか、特別支援学級が適であるとか、そういったところを判断する、そういう委員会でございます。

○中原委員

ありがとうございます。

この中には、指導主事の先生方が多く、調査とかされていると思うのですが、その委員の中に入らなくても大丈夫なものなのでしょうか。情報的には一番、指導主事の先生が持っていると思うのですが、むしろ校長先生方は、これから入ってくる子どもたちだと整理して考えますと、そこでジャッジできるのかなと思って。

●宮崎学校教育課長

多く小学校の先生が入っておられて、例えば、グループを作りまして、幼稚園や保育園は、その地区にある保育園から必ずその小学校に行くということではないのですが、どこどこ学校に行くということがある程度分かっている子でありましたら、そこに関係のある学校の先生たちが主に観察に行きますので、小学校からすると、いわゆる就学前はどういう状態だったという姿を見ることができます。そこで情報を集めて、共有して、話し合うというようなことになりまして、正直、就学前のことについては、あまり指導主事も情報を持っていないで、これからということになります。

◎児玉教育長

最初に相談に来られるのは、指導主事ではなくて生徒指導主事が一番詳しいのです。悩み事とか、そういうものも全部、それをこの方々に全部仕分けして、そこで詳しい調査をしてもらって、上がったものをまた審査にかけていくという形になりますので、ここの中に指導主事がいると、その業務ができなくなるということで、最初に行ける人がいないといけなくて。

●宮崎学校教育課長

すみません、ちょっと説明が不十分でした。

○中原委員

いつもは園長会などでは、指導主事の先生が来て、「また相談の時期になりましたので、このプリントの配布をお願いします。」とか言うので、まずはそこが窓口のような気がしたものですから。

●宮崎学校教育課長

受け取るのはうちの担当指導主事でございます。相談を行う子どもさんのリスト、それから、今どういう状態であるかというのをある程度作った上で、専門委員に観察等をお願いして、こちらが資料を作って審査というか、判断をしていくというような形になります。

○中原委員

分かりました。ありがとうございました。

◎児玉教育長

他にございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、色々訂正する部分がありますので、それをきちっと訂正したものをまたいただきたいと思えます。

報告第29号から32号及び45号、並びに議案第10号を承認いたしますので、どうかよろしくご願ひい

たします。

●宮崎学校教育課長

ありがとうございました。

【報告第33号、報告第34号、報告第35号、報告第36号、報告第37号、報告第38号】

◎児玉教育長

それでは、報告第33号から38号までを生涯学習課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●徳永生涯学習課長

よろしくお願いいたします。

それでは、報告第33号 臨時代理した事務の報告及び承認について、都城市人権啓発推進協議会会長、副会長及び幹事の委嘱又は任命について、ご説明いたします。

資料の35ページをお開きください。

本件は、都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任規則等第3条の規定に基づき、臨時代理したことにつきまして、同条の規定に基づき報告し、その承認を求めるものでございます。

初めに、都城市人権啓発推進協議会の代表について、ご説明させていただきます。40ページをご覧ください。

本協議会は、全ての市民に人権意識の高揚を図り、もって同和問題をはじめとする様々な人権問題解決の促進に資するために設置しています。事業としましては、人権啓発のための講演会の開催、人権啓発のための標語の募集、人権啓発特集号のパンフレットの作成、配布等の啓発が主な事業です。

なお、事業計画の表中の2段目ですが、7月22日に予定している人権啓発推進協議会全体会、講演会がございますが、従来この形で開催していましたが、今回は全体会を書面決議で行い、講演会のみで開催となりましたので、変更させていただき、7月22日は講演会のみとなります。

39ページをご覧ください。

こちらの協議会に、協議会会長と副会長6名、幹事15名を委嘱又は任命しております。会長に、西田員敏事業担当副市長、副会長に島津久友都城市社会福祉協議会会長、以下6名の方々です。幹事につきましては、児玉聡子都城公共職業安定所次長以下15名の方々に委嘱又は任命をさせていただいたところがございます。任期は、令和6年5月31日から令和7年3月31日までとなります。

続きまして、報告第34号 令和6年度はたちの集い開催要項の制定について、ご説明いたします。資料の43ページをご覧ください。

令和6年度のはたちの集いの開催要項でございます。対象者につきましては、今年度二十歳を迎える平成16年4月2日から平成17年4月1日に生まれた者で、約2,000名でございます。また、式典開催につきましては、これまで同様、各地区別の実行委員会での企画、会場は、各地区の公民館等の施設、そして、泉ヶ丘附属中学校及びきりしま支援学校の卒業生の会場、2会場を予定しております。それに加えて、今年度から都城市内の中学校を卒業していない人で他市の学校に通っていた人、現在、都城市に在住している二十歳の人、外国人市民、また、事情により各地区の会場に参加できない人を対象としたオープン会場を1月11日に開設したいと考えております。対象者が昨年度実績で360名でございましたので、今年度も同数くらいの対象者がいると見込んでおります。

47ページをご覧ください。

各地区の担当者一覧でございます。本課及び総合支所の担当者と各地区公民館長及び各地区等の実行委員会で、各地区の式典を作り上げていきます。昨年度のご意見を参考に、本年度はさらにより式典を作り上げていく所存でございます。

続きまして、報告第35号 令和6年度第60回都城市市民大学講座の開催についてご説明いたします。資料の51ページをお開きください。

今年度の市民大学講座の概要、並びに実施計画を記載しております。本市の市民大学講座は、昭和40年9月に、宮崎大学の学外講座として開設されて以来、市民密着型の講座として今日まで長い歴史を刻んでおります。講座の企画運営につきましては、市民で組織した運営委員会が行っており、民間主導型の生涯学習講座として定着しております。今年度の講座につきましては、資料のとおり、7月2日の第1回講座を皮切りに、7月30日の野外研修を挟んで、9月24日の最終回までの全12回、様々な分野の講座を予定しております。第1回目の池田市長の講座と第11回目の児玉教育長の講座は公開講座となっており、市民大学受講生のみならず、どなたでも参加できるようになっております。今年度は、都城市出身で、都会で活躍中の若者の2人にも講演を依頼しました。大阪からNHKの大河ドラマ等のプロデューサーである堀之内礼二郎氏、東京から小説家の明利英司氏のお二人です。また、昨年度中央公民館大会議室の音響が悪く聞き取りにくいとのご意見もございましたので、修繕を行い、改善を図りましたので、今年度は快適に受講いただけるものと思います。定員200名で募集をかけておりますが、昨年度以上に受講生が集まるようPRに努めてまいりたいと思います。

続きまして、報告第36号 令和6年度「推し本」募集要項の制定についてご説明いたします。資料の55ページをお開きください。

まず、この事業は、子どもたちの読書活動推進のために取り組むもので、背景として、子どもたちの読書離れが加速しており、それを踏まえ、昨年度都城市子ども読書活動推進計画を策定した経緯もございます。この事業は、文字・活字文化推進機構と読売新聞社が「人を通して本を知る・本を通して人を知る」というキャッチフレーズで始まったビブリオバトルを後押しする企画として、全国の中学生・高校生・大学生のビブリオバトルラーが選んだお薦めの本を集計して、このような推し本ブックレットを作成し、子どもたちの読書活動の推進に取り組んでいる事業がございますが、その都城版推し本ブックレットを作成しようというものでございます。

対象は、小学校5年生、6年生と中学生・高校生で、彼らにお薦めの本の作品名、作者名、出版社名、推す理由をオンライン申請システムを利用して入力してもらいます。それを集計して、都城市版推し本ブックレットを10月上旬までに作成いたします。そして、お披露目イベントとして、市立図書館でビブリオバトルの開催を計画しております。このビブリオバトルの発表者は、応募の際にビブリオバトルの発表希望入力も設定し、希望者の中から選定したいと考えております。

なお、イベント当日は、推し本で上位に選ばれた作家を招聘して、講評もしてもらう予定です。また、当日は、読売新聞社の取材も来られる予定となっております。全国発信力が期待できる読売新聞社との連携により、本市の子どもたちの読書活動推進と本市の読書活動を全国へPRすることになり、ふるさと納税のみならず、都城市を全国に知っていただくきっかけになるのではと考えているところでございます。

続きまして、報告第37号 令和6年度第29回読書感想文コンクール募集要項の制定についてご説明いたします。資料の61ページをお開きください。

今年度の読書感想文コンクールの募集要項でございます。

本コンクールは、小学生が本に親しむ機会を作り、読書の楽しさや素晴らしさを体験してもらうことで、読書の習慣化を図ることを目的とした読書週間、読書推進キャンペーンの一環として実施しております。応募資格者は、市内の小学校の児童で、課題は自由となっており、読んだ本の中から1冊を取り上げて書

いてもらいます。応募期間は、9月26日から11月7日までとなっております。そして、応募いただいた中から個人賞として金賞、銀賞、銅賞を各学年1名ずつ選出いたします。さらに、金賞の中で最も優れた作品を最優秀賞として1名選出いたします。また、佳作として各学年から5名ずつ、合計30名を選出いたします。個人賞の入賞者には賞状と副賞として図書カードを贈ります。また、学校賞としまして、最優秀校を1校、優秀校を2校、優良校を3校選出し、それぞれに賞状を、そして、図書組合から図書カードが贈られます。選考結果につきましては、1月中旬に入賞者及び学校賞受賞校に通知した上で、2月頃に表彰式を行う予定でございます。

また、作品集を作成し、入賞者や各学校に配布するとともに、図書館の資料として保存活用いたします。

なお、参考資料として、63ページから72ページまで選考基準や昨年度の各学校の応募状況、学校賞の選考資料等を入れております。昨年度は、2校ほどが作品の提出がゼロでございました。問い合わせをいたしましたところ、他の読書感想文コンクールもございますので、そちらのほうに応募したとのことでした。

以上で、読書感想文コンクールの説明は終わります。

最後になりますが、報告第38号 都城市高齢者学級スポーツ大会補助金交付要綱の制定についてご説明いたします。

資料の75ページをお開きください。

この要綱につきましては、これまでの要綱の有効期限が令和6年3月31日までであったため、新たに制定し、令和6年4月1日から施行するものでございます。内容等は特に変わっておりません。

高齢者学級スポーツ大会は、各地区で開催している高齢者学級の1メニューとして実施をされている地区もあり、主にグラウンドゴルフや運動会等を開催されております。運動会には、私も昨年度2地区ほどご招待を受けて参加いたしました。70代から80代の方がほとんどでしたが、スポーツ推進員の方たちが考えたプログラムをみんなで楽しく、自治公民館対抗で競う形を取られていました。90代の方も踊りながら走ったりされていて、大いに会場を沸かせておられ、健康な高齢者の皆様と楽しい1日を過ごし、都城の未来は明るいと感じたところです。

以上で、生涯学習課の全ての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎児玉教育長

ご説明ありがとうございました。

それでは、報告第33号から38号までで、ご質問やご意見ございましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。

今、気が付いたのですが、読書感想文コンクールの応募状況というところの69ページなのですが、この一番下に⑤として入賞率というのがございます。入賞数を児童総数で割ることなので、2%以上の学校に1点を加点したとございますが、大規模校になりますと、2%という数字が受賞者数で2%可能なのでしょうか。2%の賞状を受け取るというところ、難しいのではないかな。

●徳永生涯学習課長

こちらにつきましては、恐らく、学校の規模で、学校でまず審査をしてもらって、何枚まで応募してくださいというのを決めた上で応募してもらっているものだと思います。

○岡村委員

児童総数で割るところがちょっと厳しい、応募総数であればいいのですけれども、児童総数で、例えば沖水小学校は867名いるのですけれども、867名の2%といいましたら、17名という形ですか、17名も表彰は受けられないですね。審査応募数であれば、例えば、沖水は審査応募したのが7名なのです。7の中の入賞者数が4ということであれば、これは2%を超えるのです。だから、この5番というのは、ちょっと大規模校にとっては非常に不利な加点になるのではないかと思います。

●徳永生涯学習課長

こちらは確認をしてみます。申し訳ありません。おっしゃるとおりだと思います。

◎児玉教育長

また、ご検討をお願いします。

●徳永生涯学習課長

分かりました。ありがとうございます。すみません。

○赤松委員

読書感想文の取組をお進めになって、ものすごくいいことだと思いますが、応募率を上げるということがものすごく大事だと思います。大規模校で極めて少ない応募率とか結構目立つところがありますので、今後、応募率を上げて、一定の期間読書をきちんとして、自分で思うことを文章にまとめて作文にして、それを学校に提出するという活動というのは、学力向上に欠かすことのできない国語力アップになっていくと思いますので、応募率をできるだけ高くなるように、校長先生方を通して、ご指導していただけるとありがたいところです。

●徳永生涯学習課長

この読書感想文コンクールが3つあると聞いておまして、市の読書感想文コンクールと宮日新聞主催の読書感想文コンクールと西日本の青少年コンクールと3つありまして、学校のほうが分けながら、はっきりは分からないのですけれども、応募しているので、こういう状況だとか言われたりと、先生方にお問合せするとおっしゃるのですけれども、また、それとは別に、どれくらい応募されたかというのも把握していきたいと思います。ありがとうございます。

○赤松委員

小規模校で100%というところは、もちろん学校を挙げて取り組んでおられているのが分かるのですけれども、例えば、明道小なんて92.31%とかなり高い応募率です。いわゆる取組を先生方がどう受け止めているかという部分で、子どもたちに指導する仕方も変わってくるのではないかと思います。大事なことなんだよとしっかり子どもに考えさせて、じゃ僕もやってみよう、私もやってみようという子どもたちが一生懸命取り組む雰囲気さをさらに醸成してくださるとありがたいなと思います。

●徳永生涯学習課長

分かりました。ありがとうございます。

◎児玉教育長

それぞれの読書感想文コンクールというのは特色があって、西日本のは、課題図書がありますよね、毎年選ばれて、それについて書かないといけないというのがありますけれども。うちは自由なので、自由図書なのでそれでやっていくので、3つあれば、こういうことを言うてはいけないかもしれないけれども、やはり30%ほどは欲しいですね。それが10%とか、1%とかいうようなところもあるので、そこは少し考えてほしいです。自由に書く読書感想文も必要だし、課題図書で挑戦することも必要だと思うのです。ですから、みんなが100%になれるとは思ってはいないのですけれども、そういう意味では、30%ほどのものは欲しいですと、私からも言います。

●徳永生涯学習課長

よろしくお願ひします。

◎児玉教育長

他にございませんでしょうか。いかがでしょうか。よろしかつたでしょうか。

それでは、報告第33号から38号までを承認いたします。よろしくお願ひいたします。

●徳永生涯学習課長

ありがとうございました。

【報告第28号、議案第9号】

◎児玉教育長

では続きまして、報告第28号及び議案第9号を教育部長からご説明いただきます。よろしくお願ひいたします。

●黒木教育部長

それでは、本日の議事の最後になりますので、よろしくお願ひいたします。

報告第28号 臨時代理した事務の報告及び承認について、令和5年度3月補正予算専決分についてご説明申し上げます。

3ページになります。色付きの表をご覧ください。

令和5年度の3月補正専決分の歳入状況でございます。対象となる課は、教育総務課と学校教育課、2つの課になります。歳出につきましては、ページめくっていただいて4ページをご覧ください。対象となる課は、学校教育課です。

続きまして、歳入・歳出それぞれの内容をご説明いたします。

まず、歳入になります。教育総務課につきましては、いずれも学校整備に係る事業債でございます。学校教育課につきましては、奨学資金貸付基金に関するものでございます。基金の運用益が想定を下回ったことによるものと、繰入金の減となります。歳出につきましては、教育総務課は財源組替のみ、学校教育課は奨学資金貸付基金運用益の減によるものでございます。

続きまして、議案第9号 令和6年度6月補正予算についてご説明申し上げます。ページは143ページになります。歳入につきましては、対象となる課は、教育総務課、学校教育課、生涯学習課の3課です。

続きまして、ページめくっていただいて144ページをご覧ください。歳出につきましても、教育総務課、学校教育課、生涯学習課の3課が対象となっております。

補正内容につきまして説明をさせていただきます。次のページ145ページをご覧ください。

教育総務課につきましては、中郷中学校の学校分収林売払収入でございます。次に、学校教育課でございます。GIGAスクールに係る国庫支出金と県支出金の循環型社会を実現する環境教育推進事業と元気なみやざきっ子食育推進事業費委託金、最後に、都城シティライオンズクラブ様からの指定寄附金でございます。生涯学習課につきましては、国際ソロプチミスト都城様からの指定寄附金となっております。

続きまして、次のページ146ページをご覧ください。歳出についてご説明申し上げます。

教育総務課につきましては、中郷中学校における学校分収林積立基金補助金の増と山田中学校において指定寄附を財源とした備品購入費でございます。学校教育課につきましては、歳入でご説明いたしました国及び県の支出金に基づく事業と指定寄附による図書充実費の増を上げております。最後に、生涯学習課につきましては、指定寄附による図書館の図書充実費と子ども読書活動推進事業費の増となります。子ども読書活動推進につきましては、報告第36号にて、生涯学習課長から説明がありましており、推し本の作成を通しまして、子どもたちの読書活動推進を図るものとなっております。

以上で、私からの説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎児玉教育長

ご説明ありがとうございました。それでは、報告第28号及び議案第9号につきまして、ご質問やご意見ございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。

中郷中学校の学校分収林活用事業についてお伺いしたいと思います。

731万円という非常に大きなお金で、学校分収林の収益が出たわけなのですが、これにつきまして、どういうふうにも活用される見込みかというのを教育総務課等で把握されているのか教えていただければと思います。

●椎屋教育総務課副課長

教育総務課のほうで、この予算が議決されれば支出をするわけなのですが、支出の受け取り側で学校分収林委員会という組織を、その直前に組織していただきます。PTA会長さんだったり、地域の公民館長さんであったり、校長先生といったところで委員会を組織して、まずはその分収林委員会で補助金を受け入れていただきまして、その使い道についてもその分収林委員会で今後検討していくということになります。したがって、現時点では使い道は決まっておりません。

○岡村委員

ありがとうございます。

学校に大きなお金がこういう形で入りますので、くれぐれも管理のほうをしっかりといただくように、また、教育委員会のほうからもお伝え願えればと思います。

●黒木教育部長

そこはしっかりと、分収林のお金の扱い方についても、今検討を進めておりますので、しっかりとやっけてまいります。

◎児玉教育長

本当に事務局のほうもよく頑張ってもらってはいるのですが、この件については、小松原中学校との件とも全く同じでございます、学校にお金があるということ自体、考えないといけないということ、今後益々、分収林の売却は増えてくると思います。ですので、早めにこれは対応策を考えとかないけないと思うのです。学校にこれだけのお金を残すということは、また、禍根を残すことと同じではないかなと思うのです。そういう意味では、基金として積み上げて、その必要な部分をうちがその都度払い出すとか、色々な手があると思うのです。学校にこれだけの大金を置いておくというのは、これまでの分収林も含めて、私はいかななものかと思っております。よろしくお願いいたします。

●黒木教育部長

学校にお金を置かないという、犯罪を生まない環境を教育総務課としては作っていかないといけないと考えております。昨年度から検討はしているのですが、結論がまだ出ていないところです。今年度中にはできそうですか。何とかその仕組みをきちんとお伝えできるようにやっておりますので、もう少しお時間いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○宮田委員

勉強不足でちょっと分からなくて、分収林って何ですか。

●清水教育総務課長

分収林というのは、国とか市が持っている山に対して学校の先生なり、PTA、その当時の人たちが植林をして、50年とかある一定期間経った時に、木材を売った時に収益が出るのですが、その収益を学校と市なり国で分配するというもので、最初の契約で、8対2だったり、7対3とか決まっています。分収率というのは、7割がPTAが取るとか、国が3割とか、そういった率が決まっております、その分収林契約に基づいて収益を分配するというようなものです。その時代が財産として山の価値が高い時がありまして、当時のPTAの方たちが将来の子どもたちのために木を植えてきたというものになります。

◎児玉教育長

少し補足しますと、戦後、男手がほとんど足りなくなった時に、どうしても山が荒れているわけです。その山を何とかしないといけないということで、国や県が持っている山に植えませんかという提案があったのです。そこで手を挙げた学校だけなのです、その時に。私たちはやります。やらない学校もあるので、分収林のない学校もあります。植えた学校は多分、今でいうと、子どもさんたちのひいおじいちゃんぐらいかなきと、その方々が植えられて、そして、その木が段々太ってきて、今伐採してお金になるという状況なのです。ですので、植樹して多分50年ぐらいいは経っているところも多くあって、非常に大きくなっているのです。ですから高く売れるということです。大きなお金が動いてしまうということです。

○宮田委員

ありがとうございます。

◎児玉教育長

他にございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第28号及び議案第9号を承認いたします。ありがとうございました。

●黒木教育部長

ありがとうございました。

13 その他

◎児玉教育長

では、その他といたしまして、まずは学校教育課から、都城市のGIGAスクール構想の実現に向けてという形でご説明をお願いいたします。

●宮崎学校教育課長

よろしく申し上げます。

今、お手元に都城市立小・中学校保護者の皆様へというリーフレットとして作ったものですが、これについて説明させていただきます。

本市では、文部科学省が掲げるGIGAスクール構想に基づき、児童生徒1人1台の学習用端末クロームブックを整備し、令和3年度から全小・中学校で利用開始しております。学習用端末は、児童生徒1人ひとりに寄り添った学習環境を実現し、情報活用能力を育むための重要なツールでございます。学校現場におきましても、リーフレットの写真のように、1人1台端末を活用し、子どもが主役の授業の実現に取り組んでいる先生方も現れております。子どもが主役の授業をもっと普及させていくことで、教育委員会の取組としても各学校をお願いしているところでございます。

しかし、活用が進めば進むほど、端末の利用に関する情報モラルやセキュリティ対策も重要となります。そこで本市では、児童生徒が学習用端末を適切に利用し、安心・安全に学習できるよう端末の使用履歴を記録しており、不適切な利用があった場合、必要に応じて使用履歴を閲覧できるようになっております。これらのことを保護者や児童生徒、学校の先生方に改めて知らせ、学校・家庭において1人1台端末を適切に利用していただくために、このようなリーフレットを作成して、sigfyにて全保護者・生徒へ送付し、周知を図ることといたしました。教育委員会といたしましては、今後とも子どもが主役の授業の実現に向けて、1人1台端末の積極的な活用を図っていきたいと考えております。

真ん中より下のほうに留意事項として、端末利用の目的、きまり、セキュリティ及び利用制限についてというふうにまとめております。

以上でございます。

◎児玉教育長

ありがとうございます。

このチラシが全ての保護者の皆様方の手に渡っているということです。もう配っているのですよね。何かお問合わせとかありましたか。

●宮崎学校教育課長

今のところ問合せ等はございません。

◎児玉教育長

これについて家庭でも理解をしていただきたいということで、セキュリティの下から2番目、「子どもの

安全を守るために使用履歴は全て残ります。また、不適切な利用があった場合などには、使用履歴を閲覧することがあります」という同意していただかないといけないということでございます。世田谷区が議会でやられた事案がありましたけれども、それについても対応していきたいと思っております。

ありがとうございます。

この点についてよろしかったですか。

○中原委員

別件でよろしいでしょうか。支援訪問が始まりましたので、各学校の校長・教頭のお写真の一覧表をいただきたいのですが。

●宮崎学校教育課長

分かりました。すぐに準備いたします。

○中原委員

できていれば今日にでもお願いいたします。

●宮崎学校教育課長

確認して、できておりますので、準備してまいります。

◎児玉教育長

他にございませんか。

○宮田委員

保護者の皆さんが全員、紙の媒体を見ているのかなと、ふと思って、これをデータで送ったりもされているのですか。

●宮崎学校教育課長

Sigfy といって、一斉に送信するもので、保護者に送っております。

○宮田委員

「それに関するお問合せはこちら」みたいな感じで、お問合せのことは書いていないのですけれども、これに対しての意見がある方は、どこに問合せすればよいのですか。

●宮崎学校教育課長

送る時のリード文のほうに、学校教育課からの情報という形で出しております。

○宮田委員

ありがとうございます。

◎児玉教育長

他にございませんか。

ありがとうございました。

●宮崎学校教育課長

ありがとうございました。

◎児玉教育長

大変お待たせしました。

続きまして、都城市教育大綱（素案）についてでございます。

●深江総合政策課主査

総合政策課の深江です。よろしく申し上げます。総合政策課の鬼束です。どうぞよろしく申し上げます。着座の上、ご説明させていただきます。

資料のご確認をお願いいたします。

1枚目、「市長部局による第3期都城市教育大綱（素案）の策定について（照会）」と書かれた大綱素案に対する意見照会依頼の文書、2枚目、「第3期都城市教育大綱（素案）に対するご意見記入用紙」と書かれた素案に対するご意見記入用紙、3枚目、「第3期都城市教育大綱（素案）溶け込み版」と書かれた事務局が作成した素案です。

2月26日の3月定例教育委員会にて、本市の第2期教育大綱を改定し、第3期都城市教育大綱を作成することについて、策定の方向性及び策定までのスケジュール等をご説明させていただいた次第です。再度のご説明となるのですが、令和5年6月に、国は第4期教育振興基本計画を閣議決定しており、本市教育大綱につきましても、国の教育振興基本計画を参酌して定めているため、この新しい第4期計画の内容を反映させた第3期大綱策定に向けて取り組んでいるところでございます。

つきましては、関係各課と連携し、作成した素案について、教育委員の皆様からのご意見を伺い、意見内容を反映したものを、8月23日の総合教育会議にて最終案としてご提示したいと考えております。

お忙しい中とは思いますが、お手元の資料のとおり、意見照会をさせていただきたく存じます。

なお、素案の写真につきましては、今後、新しいものに差し替える予定です。また、赤字の部分が前回から変更があった文言ですが、国計画の基本的な方針及び教育政策の目標だけでなく、第4期計画から新規に記載があった2つのコンセプトについても参酌し、本市の地域特性を反映させる形で作成しております。本意見照会のご回答と策定に向けてのご協力を今後ともよろしくお願いいたします。

総合政策課からの説明は以上です。

◎児玉教育長

これをまず読んでもらって、意見をこの用紙に書いてもらうのですか。

●深江総合政策課主査

はい。

◎児玉教育長

これは電子上でもらえるのですか。これはどうやって、手書きですか。

●椎屋教育総務課副課長

教育総務課で様式を預かって、教育委員の皆様にはメールでお送りすることということでよろしいでしょうか。

返信の提出は、依頼文に書いてあるとおり、総合政策課へということで。

●深江総合政策課主査

依頼文の裏面なのですけれども、メールアドレスがありますので、そちらのメールアドレスに送っていただければ。

◎児玉教育長

締め切りは、6月28日になるのですね。

では、次期都城市教育大綱について、何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

初めて見られるのでは素案として、もう少しじっくり読んでいただかないといけないかなと思います。

○赤松委員

この溶け込み版というのはどういう意味なのですか。

●深江総合政策課主査

修正点を溶け込ませたものになっておりまして、先ほどご説明したとおり、赤字が修正したものになっております。

第2期に対しての修正点です。

●黒木教育部長

第2期計画に対して、プラスした部分を新たに赤字で。

○赤松委員

削除してあるのは全然なくて、増やすものばかりですか。

●深江総合政策課主査

そうですね、除いた部分については、記載はしていません。

○赤松委員

いえいえ、除いた部分はなかったと考えていいのですか。削除した部分はなくて、加えた部分だけを溶け込ましたという意味なのですか。

●深江総合政策課主査

そうです。

○赤松委員

削除はしていないのですね。

●深江総合政策課主査

削除はしています。見え消しではなく、取り除いている部分もございます。

○赤松委員

分からないじゃないですか、それでは。その部分がどうなっているかというのが。

●深江総合政策課主査

分かりました。メールでお送りする分に関しては、削除した部分についても分かるよう見え消しを送らせていただくような対応でよろしいでしょうか。

◎児玉教育長

ぜひ、そうしてください。

○赤松委員

そうでないと、読んでみて比べようがないと思います。

●深江総合政策課主査

分かりました。

○赤松委員

7ページの「育む人間像」とか、こういったのは変わっていないのですね。

●深江総合政策課主査

赤字で追加されております「日本社会を目指したウェルビーイングの向上を図るために」の前文が、第2期教育大綱自体にはこの文言はなく、新たに追加されたのですが、追加されたことに伴って削除された文言もございます。

◎児玉教育長

それを見え消しで出していただくといいですね。

○赤松委員

この育む人間像の文言は前回と同じなのですかと聞いたのです。

●深江総合政策課主査

同じです。上の育む人間像については、一切、修正を加えていません。

○赤松委員

修正していないのですね。

修正している部分が赤字の部分が修正したりしている部分で、削除した部分はこれには見えていないという理解でいいですね。

●深江総合政策課主査

おっしゃるとおりです。

○宮田委員

第2期の教育大綱から時代に合せてこれから新しくなって、第2期はどのような内容だったというものであれば、それで見たいなと思います。

●深江総合政策課主査

第2期とこちらをお送りするという形であれば、多分、見やすいのかなと、それか、見え消しで前の部分が残ったまま、どちらでも対応可能ですけど、どちらにいたしましょうか。

○赤松委員

見え消しで残っていたほうが、右見て、左見てと見なくて済みます。

●深江総合政策課主査

分かりました。

◎児玉教育長

他にございせんか。

では承りましたので、また、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

●深江総合政策課主査

ありがとうございました。

◎児玉教育長

さて、続いて、事務局から何かありますか。

●椎屋教育総務課副課長

教育総務課から2点、ご連絡いたします。

まず1つ目が、今、お手元に「教育委員会特別広報班編成と年間活動計画について」という紙を1枚お渡ししました。実は、広報に力を入れますということを過去にも言ってまいっておりましたし、昨年の4月の定例教育委員会でも、私が頑張って広報しますというふうに申し上げたのですが、結局、出来ませんでした。大変申し訳ないと思っているのですが、教育総務課だけで全ての課の行事等に顔を出して、取材をして、記事を書いて、写真を撮ってというのはなかなか難しいなということでございまして、今年度考えたのが、ここに書いておりますとおりです。実は、各課には毎年度広報担当者というのが2名選任されております。2名の7課で計14名いるのですが、この広報担当者を一同に集めまして、広報を一緒にしていこうと。結局のところは、自分の課の記事を書いて掲載をしていけば、全ての記事をみんなで作り上げるということはありませんで、力を分散してやっていこうということで、話し合いをしました。各課長さん方にも了解を得まして、先日、5月29日に1回目の会議を14名で行ったのですが、特別広報班では毎

月1回会議を開催することを目的としておりまして、市の公式ホームページ、教育委員会各課が持っていますが、その中の教育総務課のところに記事を全部集約して掲載していきたいと思っております。ホームページもですが、フェイスブックやInstagram、先ほど来、イベントの開催実施要項を文化財課や、美術館、都城島津邸がご説明申し上げましたけれども、あちらのほうで既に持っているフェイスブック、Instagram等の活用もいたします。これまでは実施前、「イベントの参加者を募集します」、「講演会の出席者を募集します」というような案内は主に行っているのですが、その実施している最中の様子とか、実施しましたという事後の記事が全く出ていない状況ですので、そちらのほうに力を入れていこうと、担当者間で確認しました。ですので、最後に書いてあるのですが、掲載する記事には、教育委員の皆様の様子、写真もいただきたいと思いますし、イベントの際に、担当者が、例えば、美術館でしたら祝迫さんとか、西田さんが教育委員の皆様に、「今回の行事についてコメントいただけませんか」とお願いに上がるかもしれません。毎回、全員の委員さんにといいことではありません。どなたかお1人にコメントを求めることがあるかと思っておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。短い文章で、写真を沢山載せていこうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この裏面が、本年度の計画を立ててみましょうということで、6月から3月まで、こういった事業、イベントについて記事の掲載をしていきたいと思っております。教育長からも、毎月の定例教育委員会で学校のホームページを紹介いただいているのですが、その中で優れた秀逸な記事についても、ここで紹介をしていきたいと思っております。

以上です。

もう1点が、今日の定例教育委員会の初めの教育長報告の中で、教育長協議会のご説明がありました。その中で、法務相談、スクールロイヤーに相談できる体制がある自治体の割合が紹介されたところですが、私も市区町村の体制の整備割合が11.3%と、資料を見ると低いなと思ったところなのですが、それに対して都道府県が83%整備されているということで、ちょっと調べてみました。

先ほど、休み時間に調べてみたのですが、普通交付税措置についてです。「標準的な規模の都道府県で130万円を普通交付税措置されています」と説明があったということなのですが、実はこういった冊子がありまして、地方交付税の制度を解説する冊子です。これで見ると、確かに標準的な規模というのが、170万人という都道府県があったときに、130万円法務相談経費として、普通交付税が措置されています。だから、宮崎県の人口が約107万人でしたので、計算すると、単純にはいかないのですが、82万円という普通交付税が宮崎県には来ております。それに対して、市町村、私たちの都城市にも普通交付税措置があるのかと思って探したのですが、ございません。今のところは、都道府県と政令指定都市にまで普通交付税措置があるのですが、まだ市町村への措置がありません。

今の状況ですと、個人的な意見でもありますが、宮崎県がスクールロイヤーを置いていただいて、そこに市区町村の相談事があれば、その弁護士さんのところに相談に行かせてもらうというスタイルしか、今のところは予算的には認められないのかなと、それか今は単独で予算を取って、都城市単独のスクールロイヤー、弁護士さんを置くか、そのどちらかになります。ということが分かりましたので、ご報告します。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

●椎屋教育総務課副課長

なお、現在各課で見直し作業中の第2期都城市教育振興基本計画についてですが、教育長にも今、見て

いただいているところでして、本日お配りしていません。出来がよろしくなくて、まだ修正を要しますのでお配りできなかったという状況です。

◎児玉教育長

なかなか突っ込みどころ満載だったので、突き返しました。ですので、もう少しお待ちください。

●清水教育総務課長

まだ中身が煮詰まっていない感じですので、もう少ししてから、来月お見せしたいと考えております。

◎児玉教育長

ある程度大綱が固まらないと、これもなかなか大きなものがないといけないと思っていますので、タイミング的にはそれでいいのかなと思っています。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

では、今後の予定についてお願いいたします。

●関根教育総務課主任主事

それでは、6月と7月のスケジュールを確認させていただきます。

お手元にスケジュールと、今回は小・中学校経営ビジョンの説明会日程表を合せて、クリップ止めで配らせていただいております。

スケジュールのほうを読み上げて、確認いたしますので、経営ビジョンの説明の日程のほうも合せて、ご確認いただけたらと思います。スケジュール後ろのほうにクリップ止めで日程表をつけておりますので、確認をお願いいたします。

それではまず、6月のスケジュールを読み上げてまいります。

本日までの日程については、割愛させていただきます。

まず、6月11日、火曜日、8時から学校訪問、志和池小学校が入っております。宮田委員にご対応いただきます。

これから学校訪問日程が幾つか続きますが、8時から13時という時間はおおよその時間になっておりまして、正式な時間については、学校教育課からご連絡があったかと思っておりますので、確認をお願いいたします。

続いて、6月12日、水曜日、木之川内小学校で学校訪問となっております。こちらは赤松委員にご対応いただきます。

6月14日、金曜日、高崎小学校で学校訪問です。岡村委員にご対応いただきます。

6月19日、水曜日、山田小学校で学校訪問となっております。中原委員にご対応いただきます。

次のページに移ります。

6月20日、木曜日、南小学校で学校訪問です。岡村委員にご対応いただきます。

6月25日、火曜日、高崎麓小学校で学校訪問です。こちらは宮田委員にご対応いただきます。

続いて、6月26日、水曜日、東小学校で学校訪問となっております。赤松委員にご対応いただきます。

続いて、6月27日、木曜日、熱中症予防標語表彰式が入っていたかと思うのですが、こちらが一旦取消していただいて、今のところ、具体的な日程は決まっていないのですが、7月以降に変更の予定となっております。また、日程が決まりましたらご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

続いて、7月の予定を確認いたします。

7月1日、月曜日が9時から学校経営ビジョン説明会となっております。場所はこちらの南別館3階の委員会室です。対象は、庄内小、吉之元小、夏尾小、梅北小、安久小、明和小となっております。

7月2日、火曜日が9時から第2回市校長会となっております。

◎児玉教育長

その市校長会というのは、教育委員さんも来るのですか。確認してきてください。

●関根教育総務課主任主事

7月3日、水曜日が9時から学校経営ビジョン説明会となっております。同じく南別館3階の委員会室です。対象が麓小、富吉小、高城小、有水小、縄瀬小となっております。

7月4日、木曜日が同じく9時から学校経営ビジョン説明会で、場所も同じく南別館3階の委員会室です。対象が小松原中、西岳中、夏尾中、有水中、笛水小中となっております。

7月5日、金曜日が13時30分から7月定例教育委員会です。場所は同じく南別館3階の委員会室となっております。

7月8日、月曜日が学校訪問、五十市小学校です。赤松委員にご対応いただきます。

次のページをめくります。7月9日、火曜日が石山小学校の学校訪問となっております。岡村委員にご対応いただきます。

7月10日、水曜日が祝吉中学校の学校訪問です。こちらは宮田委員にご対応いただきます。

7月18日、木曜日です。五十市中学校の学校訪問となっております。中原委員にご対応いただきます。

6月、7月のスケジュールについては以上となります。

●田口教育総務課副主幹

7月2日の校長会は、教育委員の皆様は出席いただかなくて大丈夫です。

◎児玉教育長

ありがとうございます。

では、スケジュールで質問やご意見はいかがでしょうか。

●田口教育総務課副主幹

スケジュールの補足なのですが、7月ではないのですが、8月6日、火曜日の定例教育委員会の日に、夜、教育委員会全体で懇親会を追加いただければと思います。今年は、美術館と都城島津邸が幹事ということで、何かしら企画すると思います。18時30分からグリーンホテルを予定しております。また、正式な案内は、後日お送りさせていただきます。

○赤松委員

この日13時30分から定例教育委員会を行うのですか。

●田口教育総務課副主幹

はい、開始時刻を後ろにずらして、そのまま、懇親会のほうへ行っていただけるよう、また改めて調整

させていただきます。

○赤松委員

内容によっては、そこはまた開催時刻を動かしてください。

◎児玉教育長

前回、こんなふうになりましたね。また、お願いいたします。

他にスケジュール等ございませんか。よろしかったでしょうか。

◎児玉教育長

ここは入れないです。すみません。

では、よろしかったでしょうか。

それでは、令和6年6月定例教育委員会を終了いたします。

大変長くなりました。申し訳ございません。

ありがとうございました。

14 閉 会

以上で、6月の定例教育委員会を終了いたします。

○7月定例教育委員会日程について

日 程 令和6年7月5日（金） 午後1時30分から

会 場 市役所南別館3階 教育委員会室

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書記

教育長